

別紙 1 相談援助業務に従事する者の範囲

(介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 2 項第ロ関係)

1 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者			
区分	対象事業及び施設	対象となる職員 (職種)	規定する法令・通知等
1	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 37 号)第 175 条第 1 項第 1 号
2	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 110 条第 1 項第 1 号
3	地域密着型介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム (29 人以下)	生活相談員	介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 131 条第 1 項第 2 号
4	介護老人福祉施設 ●特別養護老人ホーム (30 人以上)	生活相談員	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 39 号)第 2 条第 1 項第 2 号
5	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令第 40 号)第 2 条第 1 項第 4 号
6	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ●有料老人ホーム (サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む) ●その他厚生労働省令で定める施設 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム)	生活相談員	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 231 条第 1 項第 1 号
7	指定特定相談支援事業 ●計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 28 号)第 3 条
8	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 の第 7 項に規定する障害児相談支援 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 29 号)第 3 条
9	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添 1)自立相談支援事業実施要領 3(2)ア